

氏 名	ま と 的 場 と し ひろ 博
学 位 の 種 類	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	論 法 博 第 147 号
学位授与の日付	平 成 15 年 9 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	現代政党システムの変容：90年代における危機の深化

論文調査委員 (主 査) 教 授 大 嶽 秀 夫 教 授 木 村 雅 昭 教 授 真 淵 勝

論 文 内 容 の 要 旨

全体は2部に分かれる。第1部では、日本を含む17の先進民主主義国を対象に、まず第1章で政党間の勢力関係（「政党システム」）を、第2章では政党による政府形成活動を検討している。そして、1）戦後の各国における政党システムに共通の枠組みは存在するか、2）戦後の50数年の間に各国の政党システムにどのような変化が生じたか、3）日本の場合にはどうかなどの点を明らかにしようと試みる。そして、その結果明らかになったのは、次の点である。第1に、勢力関係においても、政府形成においても、その中心をなすのは、社会民主主義政党、自由主義的・保守主義的政党、伝統的宗教政党の3種の政党であって、この枠組みは戦後50数年を通じて基本的には変化がない。第2に、しかし、1960年代後半からこの3種の政党の支配が次第に動揺を始めており、次第に深刻化している。3種の政党の勢力は、衰退・動揺を深め、政府形成のパターンも、与党勢力の選挙での不振が主たる理由となって、不安定なものになっている。90年代になると、3種の中心政党による勢力の独占は破れ、従来なかった（あるいは無視しうる勢力しか持たなかった）政党が一定の勢力を持つようになり（その典型がドイツの「緑」である）、政府形成にも従来は排除されてきたこれらの政党が新しく加わるようになるとともに、各国では従来見られなかった新しいパターンが観察されるようになった（緑や極右翼政党の政権参加など）。第3に、日本の場合も、自由主義・保守主義政党の自民党と社会民主主義政党の社会党が政党システムの中心になっていたが、その中心勢力が1960年代から動揺を始めるという、先進資本主義諸国に共通の枠組みと変化が観察された。しかし、日本の場合には、社会党は政府形成から徹底的に排除されてきたという点、システムの中心を形成するもう一つの政党、すなわち自民党が、1980年代に入ると勢力を安定・回復させたという点の2つの点において、他の先進民主主義諸国とは異なる特徴を持ってきたことが指摘される。

第2部では、以上の変化、すなわち、1960年代後半から始まり、次第に深刻化していった政党システムと政府形成との変化を説明することに、3つの章が割かれている。まず第3章では、選挙制度の影響が取り上げられ、「強い選挙制度」＝小選挙区制が政党システムの変化の現れ方を強く規定すること、日本に特有の選挙制度＝中選挙区制は弱小政党への参入障壁の機能が弱いために、社会党が野党の地位を独占することを許さず、公明・共産両党の進出を可能にし、その分だけ社会党に不利に作用したこと、また日本の中選挙区制は、農村部に有利な定数配分の不均衡を特徴とするために、自民党に有利に作用し、それが80年代における自民党勢力の復調に一役買ったことが指摘される。さらに、日本の新選挙制度については、それを単純な小選挙区制と見ては、その影響を理解することができず、比例代表部分を併せ持った制度だという点を重視せねばならないことが強調される。第4章では、変化を生み出した原因として「社会的クリーヴィッジ」の衰退の命題が取り上げられ、それが検証される。まず、社会的クリーヴィッジ、とりわけ階級的クリーヴィッジの衰退が事実であることが確認される。次いで、それが生じた原因についての様々な議論が取り上げられる。そこでは、階級を特定の政党支持へと動員する「制度」の力が衰退していること、階級のクリーヴィッジとしての比重を低下させるような新しいクリーヴィッジが登場していることなどを強調する議論には実証的裏付けもあるが、生活水準・生活様式の平準化から階級帰属意識が薄れ、そ

れが階級的クリーヴィッジの衰退を招いているとする議論については、実証的裏付けがきわめて不十分だとして批判される。最後に日本の場合が取り上げられ、日本でも「自前」（自営業）対「非自前」（給与所得者）という形で1950年代に階級的クリーヴィッジによる政党支持が確立したこと、それが1960年代終わりから崩れだしていることが指摘される。そしてそれにもかかわらず、「非自前」階級を基盤とする社会党が衰退しているのに対して、「自前」階級を基盤としている自民党が80年代から勢力回復を果たしている理由については、「非自前」階級を社会党に動員する労働組合の力の衰えがそのまま社会党の衰退につながったのに対して、自民党の場合には「自前」階級を動員する制度が「後援会」という形で再構築されたこと、企業における日本型労使関係の確立を通じて「非自前」階級を自民党に動員するシステムも完成したことなどを強調する議論を、もっとも説得力ある議論とする。

第5章では、「戦後の合意」から「ネオ・リベラリズム」改革へという支配的イデオロギーの変化がもたらした影響が検討される。そこで強調されるのは、「ネオ・リベラリズム」改革が、80年代後半以降の先進民主主義国でも政策の基本になったこと、選挙での争点もこの改革の妥当性・規模・タイミング・それがもたらす負担の公平さ等になっていったこと、この政策が経済の停滞突破に有効だとしても、一定の国民に大きな負担を求め、生活水準格差を拡大する性格のものである以上、それを推進する与党は安定した支持を集めにくいこと、野党にしてもそれに代わる体系的政策がない以上、与野党の選挙での勝敗は、どちらが政権担当者として信頼できるかという、「信頼性」ギャップの問題に還元されることなどである。最後に、日本の場合が検討される。日本でも「戦後の合意」から「ネオ・リベラリズム」改革へという変化が観察されるが、1)「戦後の合意」の形成が遅かったこと、特に防衛・外交政策をめぐる合意の形成が遅かったこと、2)「戦後の合意」の1要素である「福祉国家」をめぐる合意の形成も遅く、また速やかに解体したこと、3)外交・防衛政策をめぐる合意が作られ、経済政策における「ネオ・リベラリズム」改革への転換を実現するのに、選挙制度改革・政界再編という政治技術が利用されたことなどの特徴が見られることが強調される。そして、こうした特徴を説明する要因について著者なりの仮説が提示されている。

最後に、終章では、以上の分析が要約され、今後の課題が提示される。そこでは、「社会的クリーヴィッジ」の衰退論に関しては、階級的クリーヴィッジが衰退した後の段階で政党が安定した支持基盤を構築する方法は存在するかが重要な検討課題とされる。他方「ネオ・リベラリズム」改革の観点から政党システムの動揺を説明する場合には、両者の関連を各国ごとの詳細な検討、より豊富な実証的データをふまえた検討が必要だということが強調される。

論文審査の結果の要旨

本論文は、周到に計画された研究デザインにもとづいて、多量のデータを収集し、既存の研究を網羅的に読み込んだ上で書かれた、体系的で極めて重厚な労作である。論文集的な博士論文が少なくない昨今、稀にみる完成度をもった論文となっている。

本論文は、第1部で、日本をはじめとする17の先進民主主義国について、戦後の全期間を通じての政党システムのあり方、政府形成のパターン、そして、10年ごとのその変化の方向について、データを収集し、可能な限りそれを数量化し、整理している。方法的にはパターン抽出の作業である。最近の政治理論が、パターンの発見抜きで、すなわち1、2の国に見られる現象を指摘して、直ちに因果関係についての仮説とその検証とに入っていくのとは対照的に、本論文は、まず、パターン抽出のために念入りの作業を行っているのである。しかも、17ヶ国を取り上げ、それぞれの国について数十年以上の政党システムの変化をみるという研究は、世界的にも初めての試みであり、日本政治学の水準を一気に高めたものであると評価できる。

そして第二部では、以上のパターン認識を基に、検証の対象を1960年代後期以降の変化に絞り、その変化のパターンがどのような要因によって形成されたか、またパターンから逸脱している例については、逸脱がどのような要因によってもたらされたかが考察される。この因果関係の検証においては、基本的に二次的資料（これも膨大な既存の研究が参照されている）に依存しつつ行われる。すなわち、因果関係について、従来の研究を3つの仮説の検証という観点から整理し、それぞれの仮説について、検討が加えられる。①選挙制度の変更の影響、②社会的クリーヴィッジの動揺、③ネオ・リベラリズム改革の時代風潮の3つのいずれかが動揺の原因となっているとの仮説の検証である。この検討は、明晰かつ説得的なものである。

数々のオリジナルな指摘に加えて、従来の常識を確認した部分も少なくないが、その確認が高い学問的価値をもつことはいうまでもない。

本論文で特別の関心をもって分析の対象とされている日本の政党システムについては、基本的には西欧先進国と同様のパターンをもって推移しているが、いくつかの重大な逸脱がみられると指摘される。①自民党の長期一党支配、②社会党の政府形成からの排除、③一定の勢力を保持してきた共産党の存在、④伝統的極右政党の不在、⑤緑の党や税金党のような左右の新しいタイプの政党（「新型政党」）登場の不在などがそれである。それぞれの原因について、これまで主張されてきた仮説が整理され、各仮説についてデータを基に考察が加えられている。ただ残念なことに、③～⑤の日本に固有な現象については、これまでほとんど研究がなかったこと、信頼できる、計量化できるようなデータが欠けていることもあって、十分な検証がなされているとはいえない。この検討のためには、本論文では大統領制であるからとの理由から研究対象から排除されたアメリカとフランスの研究に取り組むことが必要であろう。著者の力量からいって将来このテーマを追うことは充分可能であり、それをもって、日本政治の理解についてもさらなる向上が期待できる。

いずれにせよ、本論文の水準は先進民主主義国の政党システムの研究として、日本におけるこれまでのこの種の研究を遥かに越え、欧米の水準をも越えようとするものであることは、疑問の余地がない。以上の理由により、本論文は、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認める。なお、平成15年9月9日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。